

改正後				改正前			
埼玉県手数料条例				埼玉県手数料条例			
第一条～第七条 (略)				第一条～第七条 (略)			
別表 (第二条 第三条関係)				別表 (第二条 第三条関係)			
部等の名称	事務の種別	名称	金額	部等の名称	事務の種別	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市整備部	一～百十六 (略)	(略)	(略)	都市整備部	一～百十六 (略)	(略)	(略)
	百十七 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (平成十四年法律第七十八号) <u>第百六十三条の五十九第一項</u> の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	十六万円		百十七 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (平成十四年法律第七十八号) <u>第百五条第一項</u> の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査	<u>要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>	十六万円
	百十八～百三十五 (略)	(略)	(略)		百十八～百三十五 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)